

電子記録移転有価証券表示権利等取引管理約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現 行	改 正
電子記録移転有価証券表示権利等取引管理約款 <u>(2023 年 2 月 1 日)</u> 第 2 条 法令などの遵守 本サービスのご利用に当たっては、お客様及び当社は、この約款によるほか、法令並びに日本証券業協会及び一般社団法人日本 STO 協会の諸規則を遵守するものいたします。 第 3 条 個人情報提供同意 本サービスをご利用されるお客様は、当社が、お客様の氏名又は名称、住所又は所在地、生年月日、保有する電子記録移転有価証券表示権利等の数量等の情報（以下「お客様情報」といいます。）を、当社の電子記録移転有価証券表示権利等の保管管理業務等の委託先へ通知することを同意いただいたものとして取り扱います。ただし、当社の取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等の一部においては、別途当社の指定する確認書等においてご同意いただく必要があります。	電子記録移転有価証券表示権利等取引管理約款 <u>(2025 年 2 月 7 日)</u> 第 2 条 法令などの遵守 本サービスのご利用に当たっては、お客様及び当社は、この約款によるほか、法令並びに日本証券業協会、<u>一般社団法人日本 STO 協会及び大阪デジタルエクスチェンジ株式会社</u>の諸規則を遵守するものいたします。 第 3 条 個人情報提供同意 1. 本サービスをご利用されるお客様は、当社が、<u>お客様に代わり</u>、お客様の氏名又は名称、住所又は所在地、生年月日、保有する電子記録移転有価証券表示権利等の数量、<u>電子記録移転有価証券表示権利等の取引に係る情報</u>（以下、「取引情報」といいます。）、お客様を識別するために付番した ID 等の情報（以下「お客様情報」といいます。）を、当社の電子記録移転有価証券表示権利等の保管管理業務等の委託先、<u>又は電子記録移転有価証券表示権利等に係る社債原簿、受益権原簿等</u>（以下、「原簿等」といいます。）の管理者（以下、「原簿管理者等」といいます。）に対し、当該委託先が電子記録移転有価証券表示権利等の保管管理業務等を行うため又は当該原簿管理者等が原簿等の管理業務及び社債の管理業務等を行うために、<u>通知することを同意いただいたものとして取り扱います。</u>ただし、当社の取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等の一部においては、別途当社の指定する確認書等においてご同意いただく必要があります。 2. 本サービスをご利用されるお客様は、お客様の同一性を確認する目的で、<u>当社の電子記録移転有価証券表示権利等の保管管理業務等の委託先又は原簿管理者等から当社が提供を受けたお客様情報及びお客様の保有する電子記録移転有価証券表示権利等の配当、利子、償還金等に係る情報</u>（以下、「配当金等情報」といいます。）と、当社が取得したお客様情報及び配当金等情報を突合

2.

(新 設)

現 行	改 正
第 4 条 電子記録移転有価証券表示権利等の取引の利用 (省略) 2. 当社が認める方法及び単位にて電子記録移転有価証券表示権利等の取引を行うものとします。かかる取引に関する注文を行った場合、お客様は当社に対し、電子記録移転有価証券表示権利等の発行者に対する譲渡承諾の依頼（必要な場合）並びにその取引の結果必要となる電子記録移転有価証券表示権利等の発行・管理・移転等を行うシステム（以下「プラットフォーム」といいます。）における記録及び<u>社債原簿、受益権原簿等（以下「原簿等」といいます。）</u>の書き換えの請求を行うことを委託したものといたします。なお、当社はかかる譲渡承諾の依頼並びに電子記録移転有価証券表示権利等のプラットフォームにおける記録及び原簿等の書き換えの請求等を他の会社へ委託することがあります。 附則 この約款は <u>2023 年 2 月 1 日</u> より適用されます。 以上	<u>することについて同意いただいたものとして取り扱います。</u> 第 4 条 電子記録移転有価証券表示権利等の取引の利用 (省略) 2. 当社が認める方法及び単位にて電子記録移転有価証券表示権利等の取引を行うものとします。かかる取引に関する注文を行った場合、お客様は当社に対し、電子記録移転有価証券表示権利等の発行者に対する譲渡承諾の依頼（必要な場合）並びにその取引の結果必要となる電子記録移転有価証券表示権利等の発行・管理・移転等を行うシステム（以下「プラットフォーム」といいます。）における記録及び<u>原簿等</u>の書き換えの請求を行うことを委託したものといたします。なお、当社はかかる譲渡承諾の依頼並びに電子記録移転有価証券表示権利等のプラットフォームにおける記録及び原簿等の書き換えの請求等を他の会社へ委託することがあります。 附則 この約款は <u>2025 年 2 月 7 日</u> より適用されます。 以上